

令和6年第4回 伊仙町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和6年4月15日(月) 午前9:00～

2. 開催場所 議会委員会室

3. 出席委員(12人)

会長	1番	宮永 誠
副会長	2番	森 清弘
	3番	福山 宣太
	4番	田中 秀樹
	5番	義山 太志
	6番	藤島 正廣
	7番	平山 純一郎
	8番	
	9番	樺山 哲博
	10番	實 穰二
	11番	政岡 廣子
	12番	
	13番	中 佐奈枝
	14番	谷村 里香

推進委員(2名)

1番	琉 将士
2番	幸山 真悟
3番	
4番	
5番	
6番	

4. 欠席委員 8番 富本 太地、12番 柿山 あゆみ  
欠席推進委員 3番 常 隆造、4番 實村 秀樹、5番 東 翼  
、6番 重 翔太

5. 議事日程

第1 農地法第3条許可申請について(12件)

## 第2 農業経営基盤強化促進事業について（1件）

### 6. 農業委員会事務局員

事務局長 豊島 克仁  
主事補 大西 弘祐

#### 会議の概要

事務局 おはようございます。定刻になりましたので只今から令和6年第4回伊仙町農業委員会総会を開催いたします。

はじめに会長のご挨拶をお願いいたします。

会長 皆さん、おはようございます。今月から新しい年度ということでまた大西さんも新たに加わり、また新たな気持ちでスタートしていければというふうに思いますので皆様方のご協力をよろしくお願いいたします。

また、製糖の方についても18日までということであと1週間ということですよやく終わりが見えてきたということでもあります。何回も申し上げますとおり、農業を取り巻く情勢が非常に厳しい状況で本当に世界情勢、為替等に大きく左右されて非常に農業経営が圧迫されている状況であります。今後の見通しが良いよというのはどの業界もまだ聞いておりません。農業だけではありません。輸出の企業だけということで今順調良くいっているということ。

そういうことを今、心配ばかりしているとまた意欲等も無くなっていくので必ず明けない夜は無いよという言葉があるとおり、必ずまた回復していくいうふうに信じてですね。

あと離農される方も高齢者の方等ですね。非常にというか多くなってきておりますので皆様方の集落また周りの方々にもですね。やはり農業を続けていくことが大事なことでありますので、ぜひそういうところも我々の仲間。農業というのはやはり日本の農業というのは、大規模でなくして小規模経営が家族経営で成り立っているという日本の農業の現実です。現状でございますので欧米とか海外のような大規模な経営を日本の農水（省）も推し進めた面もありますが、今ですね。農水（省）の考えも方向転換してですね。

やはり、日本の農業というのは家族経営だということでここにやはりもう一度、目を向けようということではいろんな制度等、補助金等がまた新たに出てくるとい

うことで話しを聞いておりますので、ぜひ補助金とかそういう頼みでは無いですけど、ぜひ本当にその何が言いたいかというところと離農する方ですね。ぜひ、もう一度、もう少し、あと1年2年頑張ってみようよということですね。

農業人口が減ると国の方も政策が薄くなってきますので、ぜひ伊仙町のちょっとした1件2件という考えでなくて、本当に日本の未来、将来、孫の時代ですね。本当に食糧危機が本当に来る時代になると私は思っております。極端な考えですが、そうならないためにも本当に農業ということをしていけるように皆様方、本当にもう一度ですね。家庭菜園でも農業です。ですので、そういう農業ができるこの伊仙町、徳之島の恵まれた環境にありますので、ぜひ離農される方に声を掛けていただければなというふうに思っておりますので、よろしくお願いたします。

本日の総会もまた皆様方のご承認をいただきまして、終了いたしますことをよろしくお願いたします、挨拶とさせていただきます。

本日は、よろしくお願いたします。

事務局 宮永会長ありがとうございます。本日は農業委員14名中12名の委員が出席しており定数に達しましたので総会は成立いたします。また、推進委員6名中2名が出席されています。それでは、伊仙町農業委員会会議規則により議長は会長が務めることになっておりますので、以降の議事の進行は宮永会長にお願いいたします。

議長 それでは、これより議事に入ります。まず、日程第1、議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。

伊仙町農業委員会会議規則第14条第2項に規定する議事録署名委員ですが議長から指名させていただく事にご異議ございませんでしょうか。

#### 【異議なし】

議長 それでは、議事録署名委員は、11番委員、5番委員にお願いいたします。なお本日の会議書記には事務局職員の大西氏を指名いたします。

以上で日程第1を終わります。

それでは、日程第2、議案第1号「農地法第3条許可申請について」を議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 説明の前に、3条申請の受付番号26番の申請農地面積が3,402㎡になっているところが3,048㎡に修正をお願いします。

今月の「農地法第3条許可申請」は、1議案12件です。

議案第1号について、受付番号17号から受付番号28号は、所有権移転に関する件です。受付番号17号については、譲受人は阿権在住で、譲渡人も阿権在住です。申請農地は大字阿権の畑で面積は 4,808 m<sup>2</sup>となっています。申請事由といたしましては贈与です。

次に受付番号18号については、譲受人は阿三在住で、譲渡人は伊仙町です。申請農地は大字阿三の畑で面積は 2,507 m<sup>2</sup>となっています。申請事由といたしましては、経営拡張です。

次に受付番号19号については、譲受人は阿三在住で、譲渡人は伊仙町在住です。申請農地は大字阿三の畑で面積は 1,029 m<sup>2</sup>となっています。申請事由といたしましては、経営拡張です。

次に受付番号20号については、譲受人は阿三在住で、譲渡人は伊仙町在住です。申請農地は大字阿三の畑で面積は 2,566 m<sup>2</sup>となっています。申請事由といたしましては、経営拡張です。

次に受付番号21号については、譲受人は伊仙在住で、譲渡人は鹿児島市在住です。申請農地は大字伊仙の畑で面積は 288 m<sup>2</sup>となっています。申請事由といたしましては、贈与です。

次に受付番号22号については、譲受人は伊仙在住で、譲渡人は大阪府在住です。申請農地は大字伊仙の畑で面積は 1,578 m<sup>2</sup>となっています。申請事由といたしましては、贈与です。

次に受付番号23号については、譲受人は喜念在住で、譲渡人も喜念在住です。申請農地は大字喜念の畑で面積は 1,160 m<sup>2</sup>となっています。申請事由といたしましては、贈与です。

次に受付番号24号については、譲受人は検福在住で、譲渡人は徳之島町在住です。申請農地は大字面縄の畑で面積は 3,761 m<sup>2</sup>となっています。申請事由といたしましては、経営拡張です。

次に受付番号25号については、譲受人は糸木名在住で、譲渡人も糸木名在住です。申請農地は大字糸木名の畑で面積は 8,065 m<sup>2</sup>となっています。申請事由といたしましては、経営拡張です。

次に受付番号26号については、譲受人は徳之島町在住で、譲渡人は伊仙在住です。申請農地は大字伊仙の畑で面積は 3,762 m<sup>2</sup>となっています。申請事由といたしましては、贈与です。

次に受付番号27号については、譲受人は伊仙在住で、譲渡人は検福在住です。申請農地は大字検福の畑で面積は 3,402 m<sup>2</sup>となっています。申請事由といたしましては、経営拡張です。

次に受付番号28号については、譲受人は木之香在住で、譲渡人は奄美市在住です。申請農地は大字木之香の畑で面積は 3,721 m<sup>2</sup>となっています。申請事由と

いたしましては、贈与です。

受付番号17号から28号は、別添の調査書にあるとおり農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えます。以上で議案の朗読及び説明を終わります。

議長 それでは、只今の説明に関連して、受付番号17号を、担当委員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

13番 農地法3条許可申請17号について、ご説明いたします。先日、14番委員と6番推進委員と共に調査した結果、農地法第3条2項各号に抵触いたしませんので皆様のご審議をよろしく申し上げます。なお状況といたしましては、申請箇所が4ヶ所あり、一つ目の畑はキビを収穫した後で、引き続きサトウキビをつくるそうです。下の3筆はジャガイモを収穫したところで、次はキビを植え付けるということです。よろしく申し上げます。

14番 只今、13番委員のご説明のとおりです。皆様方のご審議をよろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。これより受付番号17号について、質疑に入りますが何かご質問等ございませんか。

#### 【質疑・意見なし】

議長 無いようですので、採決いたします。受付番号17号について、原案のとおり、決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

#### 【全員挙手】

議長 全員賛成ですので、受付番号17号は、原案のとおり決定しました。  
次に受付番号18、19、20号一括して、担当委員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

3番 農地法第3条許可申請第18号、19号、20号について、一括して説明します。先日、4番委員、3番推進委員と共に調査した結果、農地法第3条2項各号に抵触いたしませんので皆様方のご審議をよろしく申し上げます。  
現況としましては、18、19、20、全て、サトウキビの収穫後です。

4 番 18から20号は、只今、3番委員のご説明のとおりでございます。皆様方のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。これより受付番号18、19、20号について、質疑に入りますが何かご意見等ございませんか。

6 番 伊仙町。譲渡人が伊仙町。これ、前どうなっているわけ。伊仙町の土地だったわけ。

事務局 というふうに聞いております。

6 番 伊仙町が植えてた。

3 番 本人が植えてた。

6 番 継続。そして売り渡して、競売とかそういう関係かな。

5 番 町の畑だけど管理をしている。

6 番 議会にかけているわけ。

事務局 確認します。

3 番 今までやっていた人に払い下げで。

6 番 売るんだったら、競売にかけるとか。やっておっても伊仙町の土地でしょ。だから競売をかけて、あなたいくらで買いますよとこういうことをしないと。ただ売るとかどんなもんかね。

事務局 どういう経緯だったのかを確認してきます。  
ちょっと、確認をしてきてよろしいですか。

議長 はい、どうぞ。お願いします。  
ちょっと、中断いたします。

【中斷】

議 長 再開いたします。

事務局 今、総務課管財係の方で確認したところ、この3件ですけど。1年前に公売にかけていて、元々この人達が畑をやっていて、1年前に公売をかけてこの3名が取得した形なんですけど、そこで手続き（登記）をしようとした段階で3条許可をとってないんじゃないかということで、今回になって上がってきた案件で1年遅れて上がってきた案件になります。

本来であれば、1年前に手続き（登記）をしているべきところを遅れて、1年遅れで手続き（登記）をする段階で今回上がってきた案件（農地法第3条許可申請）になります。

議 長 ということです。よろしいですか。

6 番 競売をかけたということですね。

議 長 公募をしたということです。

議 長 よろしいですか。他に無いですか。それでは、無いようですので、採決いたします。受付番号18、19、20号について、原案のとおり、決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

【全員挙手】

議 長 全員賛成ですので、18、19、20号は、原案のとおり決定しました。次に受付番号21、22号一括して、担当委員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

7 番 農地法第3条許可申請21号、22号について、ご説明いたします。先日、9番委員、4番推進委員と共に調査した結果、農地法第3条2項各号に抵触しませんので皆様方のご審議をよろしく申し上げます。

なお、21も22もキビ収穫後の畑でした。以上です。

9 番 21号、22号は、7番委員のご説明のとおりです。皆様のご審議よろしくお

願います。

議 長 はい、ありがとうございます。これより受付番号21、22号について、質疑に入りますが何かご意見等ございませんか。

【質疑・意見なし】

議 長 無いようですので、採決いたします。受付番号21、22号について、原案のとおり、決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

【全員挙手】

議 長 全員賛成ですので、21、22号は、原案のとおり決定いたしました。  
次に受付番号23号を担当委員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

11番 農地法第3条許可申請23号について、ご説明いたします。先日、1番委員、2番推進委員と共に調査いたしました結果、農地法第3条2項各号に抵触いたしませんので皆様方のご審議をよろしくお願いします。

こちらは、親から子への贈与になります。皆様方のご審議をよろしく申し上げます。

畑の状況といたしましては、10-1がサトウキビを植え付けてありました。10-3がバレイショ収穫後でありました。以上です。

1番 農地法第3条許可申請23号につきましては、只今、11番委員のご説明のとおりでございますので皆様方のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 それでは、これより受付番号23号について、質疑に入りますが何かご意見等ございませんか。

【質疑・意見なし】

議 長 無いようですので、採決いたします。受付番号23号について、原案のとおり、決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

【全員挙手】



議 長 全員賛成ですので、受付番号23号は、原案のとおり決定いたしました。  
次に受付番号24号について、担当委員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

6 番 24号について、説明いたします。先般ですね。担当委員の皆さんと調査いたしました。

現状としましては、牧草が植えられてまして、これは4反近いんですけど半分くらいは雑木が生えています。そしてこの後、こども園に野菜なんかを植えてですね。いろいろ練習したりできないかなということ。この人は幼稚園というかなやってますんで。そういうことです。よろしくお願ひしたいと思います。畑地はそういうことです。半分はちょっと重機等いれないと畑にできない状態ですので、あともってそういうこともしたいと話されておりました。よろしくお願ひします。

2 番 只今、6番委員のご説明のとおりです。皆様方のご審議よろしくお願ひします。

議 長 はい、ありがとうございます。受付番号24号について、質疑に入りますが何かご意見等ございませんか。

#### 【質疑・意見なし】

議 長 無いようですので、採決いたします。受付番号24号について、原案のとおり、決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

#### 【全員挙手】

議 長 全員賛成ですので、受付番号24号は、決定いたしました。  
次に受付番号25号について、担当委員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

10番 12番委員が休みなので自分がやります。農地法3条許可申請25号について、説明いたします。先日、12番委員と5番推進委員と共に調査した結果、農地法3条2項各号に該当しませんので皆様の審議よろしくお願ひします。現況としましては、ジャガイモを掘った後です。畑総です。よろしくお願ひします。

議 長 はい、ありがとうございます。これより受付番号25号について、質疑に入りますが何かご意見等ございませんか。

【質疑・意見なし】

議 長 無いようですので、採決いたします。受付番号25号について、原案のとおり、決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

【全員挙手】

議 長 全員賛成ですので、受付番号25号は、原案のとおり決定いたしました。  
次に受付番号26号について、担当委員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

9 番 26号について、説明いたします。先日、7番委員と1番推進委員と調査した結果、農地法3条2項各号に抵触いたしませんので皆様の審議よろしく願います。現況といたしましては、上がサトウキビで下がソルゴーを植えてありました。よろしく願います。

7 番 26号については、只今、9番委員のご説明のとおりでございます。皆様方のご審議よろしく願います。

議 長 ありがとうございます。これより受付番号26号について、質疑に入りますが何かご意見等ございませんか。

【質疑・意見なし】

議 長 無いようですので、採決いたします。受付番号26号について、原案のとおり、決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

【全員挙手】

議 長 全員賛成ですので、受付番号26号は、原案のとおり決定いたしました。  
次に受付番号27号について、担当委員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

2 番 農地法3条許可申請27号について、ご説明します。先日、6番委員と1番推進委員と共に調査した結果、農地法3条2項各号に抵触いたしませんので皆様方の審議よろしくをお願いします。バレイシヨの収穫後で夏場は何も植えずにジャガイモを植える予定だそうです。

6 番 27号、今の2番委員からの説明があったとおりです。皆様方の審議よろしくをお願いします。

議 長 はい、ありがとうございます。これより受付番号27号について、質疑に入りますが何かご意見等ございませんか。

【質疑・意見なし】

議 長 無いようですので、採決いたします。受付番号27号について、原案のとおり、決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

【全員挙手】

議 長 全員賛成ですので、受付番号27号は、決定いたしました。  
次に受付番号28号について、担当委員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

14番 農地法3条許可申請28号について、ご説明します。先日、13番委員と6番推進委員と共に調査をした結果、農地法3条2項各号に抵触いたしませんので皆様方の審議よろしくをお願いします。なお現況といたしましては、草を植えてました。以上です。

13番 只今、14番委員のご説明のとおりです。皆様方のご審議よろしくをお願いします。

議 長 はい、ありがとうございます。これより受付番号28号について、質疑に入りますが何かご意見等ございませんか。

【質疑・意見なし】

議 長 無いようですので、採決いたします。受付番号28号について、原案のとおり、

決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

#### 【全員挙手】

議 長 全員賛成ですので、受付番号28号は、原案のとおり決定しました。  
これで「農地法第3条許可申請について」を終了します。  
次に日程第3議案第2号「農業経営基盤強化促進事業について」を議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 議案第2号について、受付番号7号は、お手元の資料のとおりで、賃貸借になります。以上で議案の朗読及び説明を終わります。

議 長 それでは、受付番号7号について、担当委員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

2 番 農業経営基盤強化促進事業7号について、ご説明します。先日、6番委員、1番推進委員と共に調査をした結果、何も問題無いと思われます。現状としましては、ジャガイモ収穫後でした。皆様方のご審議よろしくをお願いします。

6 番 只今、2番委員からご説明のあったとおりです。あとはキビを植えるらしいです。そして、継続みたいです。よろしくお願いします。

議 長 はい、ありがとうございます。これより受付番号7号について、質疑に入りますが何かご意見等ございませんか。

#### 【質疑・意見なし】

議 長 無いようですので、採決いたします。受付番号7号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

#### 【全員挙手】

議 長 全員賛成ですので、受付番号7号は原案のとおり決定しました。  
これで日程第3議案第2号「農業経営基盤強化促進事業について」を終了します。これで議事は終了いたしました。その他に入ります。その他で皆様方から何かございませんか。

よろしいですか。それでは、これで総会を終了いたします。  
お疲れ様でした。